

天草市本庁舎建設設計業務
プロポーザル実施要領

平成27年4月
天草市

— 目次 —

1. 目的
2. 設計者選定の概要
3. プロポーザル方式採用の理由
4. 募集及び選定スケジュール
5. プロポーザル方式の種別
6. 事務局
7. 参加資格要件
8. 参加手続き
9. 審査方法
10. 委託契約の締結
11. その他

別添資料 (天草市ホームページに掲載)

天草市本庁舎建設基本計画

天草市本庁舎建設設計業務委託特記仕様書 (案)

庁舎敷地周辺測量図

庁舎敷地柱状図

1. 目的

天草市は、生活圏の拡大と多様なニーズへの対応、少子高齢化や厳しい財政状況など、近年の市町村を取り巻く社会情勢の変化に対応するため、平成18年3月27日に2市8町が合併して誕生しました。

そうしたなか、合併以降、新市の本庁舎は事務スペースの関係上、主要な本庁機能の一部を旧熊本県職業訓練校（別館）に配置していますが、事務室等の狭隘さもさらに顕在化し、庁舎機能と市民の利便性が低下しており、地域の拠点として抜本的な対応が求められています。さらに、天草市本庁舎は昭和41年に建設されており、施設・設備の老朽化が進んでいるばかりか、エレベーターなどのバリアフリー化への対応が遅れている状況です。

このようなことから、天草市では「天草市本庁舎建設基本計画」を策定し、市民の利便性に十分に配慮し、市民に開かれ、よりきめ細やかなサービスを提供できる天草市本庁舎の実現を目指しています。

以上のことを踏まえ、本要領に基づき設計者を選定します。

2. 設計者選定の概要

- (1) 業務名 天草市本庁舎建設設計業務
- (2) 建設地 天草市東浜町8番1号
- (3) 敷地面積 約11,000㎡
- (4) 延べ床面積 11,000㎡～12,000㎡程度
- (5) 用途地域 近隣商業地域（建ぺい率 80%、容積率 300%）
- (6) 防火地域 指定なし
- (7) 業務内容
 - ア) 基本設計業務
天草市本庁舎建設工事及びこれに附帯する外構工事の基本設計に関する業務
 - イ) 実施設計業務
天草市本庁舎建設工事及びこれに附帯する外構工事の実施設計に関する業務
- (8) 業務委託期間
契約締結の日の翌日から平成28年12月まで
ただし、基本設計業務については、平成28年3月まで
- (9) 本業務実施上の留意点
プロポーザル方式による設計者の公募（以下「プロポーザル」という。）における技術提案の内容は、設計者を選定するために提出を求めるものであり、設計業務の具体的な内容や成果品の一部を求めるものではない。また、設計業務の実施過程における協議等において計画条件等が変更されることがある。
- (10) 本業務に関連し、本業務の委託契約の相手方と随意契約する予定の業務
 - 天草市本庁舎設計意図伝達業務
 - 天草市本庁舎建設工事監理業務

(1 1) 事業スケジュール

ア) 基本設計及び実施設計

契約締結の日の翌日から平成28年12月まで
(ただし、基本設計は平成28年3月まで)

イ) 建設工事 (予定)

平成29年4月から平成32年3月まで

ウ) 供用開始 (予定)

平成32年3月 (ただし、仮開庁を平成31年5月に行い、その後解体・外構工事を実施する。)

(1 2) 選定委員会

設計者の選定は、別に定める天草市本庁舎建設設計業務プロポーザル選定委員会設置要綱により設置する天草市本庁舎建設設計業務プロポーザル選定委員会 (以下「選定委員会」という。) の評価に基づいて行う。

3. プロポーザル方式採用の理由

天草市本庁舎建設における設計者を選定する上で、設計者の柔軟かつ高度な発想力・設計能力、豊富な経験を求めることができ、また、設計段階において発注者や市民の意見を盛り込むことが容易であるプロポーザル方式を採用する。

4. 募集及び選定スケジュール

区分	項目	日程 (予定)
一次 審査	募集公告	平成27年4月6日(月)
	実施要領等の配布	平成27年4月6日(月)から4月24日(金)まで
	第1回質問の受付	平成27年4月6日(月)から4月13日(月)まで
	第1回質問の回答	平成27年4月20日(月)
	参加表明書及び参加表明書 関連書類の受付	平成27年4月20日(月)から4月27日(月)まで
	書類審査	平成27年5月20日(水)
	審査結果発表(公表及び通知)	平成27年5月22日(金)
二次 審査	第2回質問の受付	平成27年5月25日(月)から5月29日(金)まで
	第2回質問の回答	平成27年6月5日(金)
	技術提案書及び技術提案書 関連書類の受付	平成27年6月22日(月)から6月30日(火)まで
	ヒアリング審査	平成27年7月14日(火)
	審査結果発表(公表及び通知)	平成27年7月22日(水)

5. プロポーザル方式の種別

公募型プロポーザル方式

6. 事務局

プロポーザルの事務局は次のとおりとする。また、プロポーザルに係る書類は、全て事務局に提出するものとする。

天草市総務部庁舎建設推進室

〒863-8631

熊本県天草市東浜町8番1号

電話(0969)23-1111

電子メールアドレス chosha@city.amakusa.lg.jp

7. 参加資格要件

- (1) プロポーザルに参加するもの(以下「参加者」という。)は、単体企業であること。
- (2) 参加者に必要な資格等の要件は、特別の定めがある場合を除き、参加表明書の提出時点において満たしておくこと。
- (3) 参加者は、次の要件をすべて満たしておくこと。
 - ア 過去3年間において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当する行為をしたものでないこと。
 - イ 平成25・26年度天草市一般競争(指名競争)入札参加資格者(測量・建設コンサルタント等)に登録されていること。または、平成27年4月27日(月)までに、平成27・28年度天草市一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)を提出し受理されていること。
 - ウ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
 - エ 平成27年4月27日(月)から契約日までの間のいずれかの日においても、天草市工事等請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要領(平成18年3月27日告示第126号)第2条第1項又は第3条第1項から第3項の規定による指名停止を受けていないこと。
 - オ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立がなされていないこと(更生手続き開始後又は再生計画の認可決定後、建築関係建設コンサルタント業務に係る入札参加資格の認定を受けた場合を除く。)
 - カ 法人及びその代表者(個人事業者の場合は、代表者)に法人税、市区町村税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
 - キ 平成12年4月1日から募集公告の日までの間に、国、都道府県及び市区町村(特殊法人、認可法人若しくは独立行政法人は除く。)が発注した延べ床面積7,000平方メートル以上の庁舎施設(新築設計業務に限る。)の基本設計及び実施設計に関する業務を元請として履行が完了した実績を企業として

有すること。

ク 九州内に本社、支社又は営業所若しくは事務所を有し、入札・見積、契約締結、代金の請求・受領等の権限を本社代表者から代理人（支店長・営業所長等）に委任されていること。

（４）参加者は本業務に関して次のとおり技術者を配置すること。

ア 管理技術者及び意匠主任技術者は、参加表明書の提出時点において、一級建築士の資格を有すること。

イ 各技術者に求める実績は以下のとおり。ただし、管理技術者は、同種業務の実績を１つは必ず有すること。

同種業務：平成１２年４月１日から募集公告の日までの間に、延べ床面積
７，０００平方メートル以上の庁舎施設の基本設計又は実施設計に
関する業務を完了した実績

類似業務：平成１２年４月１日から募集公告の日までの間に、延べ床面積
５，０００平方メートル以上の庁舎施設又は本社ビル等の事務所ビルの
基本設計又は実施設計に関する業務を完了した実績を有すること。

ウ 意匠、構造、電気設備及び機械設備の各主任技術者を、それぞれ１名配置すること。

エ 管理技術者及び意匠主任技術者は、参加表明書の提出時点において、参加者と直接的雇用関係を有すること。

オ 構造主任技術者は、参加表明書の提出時点において、構造設計一級建築士又は一級建築士の資格を有すること。

カ 電気設備主任技術者及び機械設備主任技術者は、参加表明書の提出時点において、設備設計一級建築士、一級建築士又は建築設備士の資格を有すること。

キ 管理技術者は、主任技術者を兼任してはならない。また、各主任技術者は、他の主任技術者を兼任してはならない。

ク 意匠主任技術者を除く各主任技術者については、協力者（協力事務所）を加えることができる。

※「庁舎施設」とは、国、都道府県及び市区町村の庁舎をいう。

※「管理技術者」とは、「建築設計業務委託契約書」（平成１０年１０月１日建設省 厚契発第３７号）第１５条の定義による。

※「主任技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担うものをいう。

※「協力事務所」とは、業務の一部を委任し、または請け負わせる事務所をいう。

（５）参加に対する制限

ア 参加者１者につき１提案とする。

イ 協力者（協力事務所）は、本プロポーザルにおける参加資格を有せず、他の参加者の協力者（協力事務所）となることはできない。

(6) 失格要件

次のいずれかの要件に該当する場合は、その参加者は失格となることがある。

- ア 選定委員及び事務局関係者に直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合（本要領に定める手続きは除く。）
- イ 審査の公平性に影響を与える行為があったと選定委員会が認めた場合
- ウ 本要領の規定に違反すると委員長が認める場合
- エ 指定する様式（以下「様式」という。）によらないほか、提出書類に関して次のいずれかに該当する場合
 - (i) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
 - (ii) 様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合
 - (iii) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - (iv) 許容された表現方法以外の表現方法を用いている場合
 - (v) 虚偽の記載があるもの(契約締結後に事実関係が判明した場合においても、同様とする。)

(7) 費用負担

プロポーザルの応募等に係る一切の費用は、応募者の負担とする。ただし、一次審査通過者には、二次審査用経費として1者10万円を報酬（報償費）として支給する。

8. 参加手続き

(1) プロポーザルに係る書類等の配布方法及び期間

ア 配布方法

プロポーザルに係る書類等は、天草市ホームページから入手するものとする。

イ 配布期間

平成27年4月6日（月）から平成27年4月24日（金）まで

(2) 第1回質問の受付

参加表明手続に関して質問がある場合は、参加表明書等に関する質問書（様式第14号）を作成し、次のとおり提出すること。

ア 受付期間

平成27年4月6日（月）から平成27年4月13日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後5時まで（ただし、12～13時の間を除く）

イ 提出方法

事務局へ電子メールによりPDF及びワードデータ(エクセルデータも可)で提出すること。なお、電子メールの表題に、「天草市本庁舎建設プロポーザル質問書」の文字列を必ず入力すること。また、質問書の提出後、事務局に電話して着信の確認をすること。

ウ 質問に対する回答

平成27年4月20日（月）午後5時までに、天草市ホームページに受け

付けた質問に対する回答を掲載する。なお、質問に対しては、個別に回答は行わず、電話等の対応も一切行わない。

(3) 参加表明書等の受付

参加表明書（様式第1号）及び参加表明書関連書類（様式第2号から様式第13号まで）を、次のとおり提出すること。

ア 受付期間

平成27年4月20日（月）から平成27年4月27日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後5時まで（ただし、12～13時の間を除く）

イ 提出方法

事務局へ持参又は郵送（受付期間内に事務局必着とし、配達完了が確認できる書留郵便又は宅配業者等による信書便に限る。）により提出すること。

また、提出書類の受領確認ができるよう、受付番号を付した参加表明書等受領書（様式第13号）を受付後に交付するため、郵送により提出した場合は、参加表明書等受領書返信用封筒（長3サイズで82円切手を貼り、返信先宛名を記載しているもの1通）を同封すること。

ウ 提出部数

様式第1号及び様式第13号は、各1部提出とする。また、様式第2号から様式第12号までは、10部提出とする。

(4) 一次審査結果の通知

ア 一次審査結果は、平成27年5月22日（金）午後5時までに天草市ホームページで公表する。また、技術提案書等の提出要請の対象となる参加者（以下「一次審査の合格者」という。）に対しては、電子メールおよび文書にて通知する。

イ 一次審査において選定されなかった者は、審査結果の公表された日の翌日から起算して7日（土日祝日は含まない）以内に、書面により選定委員会に対して非選定理由についての説明を求めることができる。

ウ 選定委員会は、前項の規定により説明を求められた時は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答する。

(5) 第2回質問の受付

一次審査の合格者のうち、技術提案書等に関して質問があるものは、技術提案書等に関する質問書（様式第19号）を作成し、次のとおり提出すること。

ア 受付期間

平成27年5月25日（月）から平成27年5月29日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後5時まで（ただし、12～13時の間を除く）

イ 提出方法

事務局へ電子メールによりPDF及びワードデータ（エクセルデータも可）で提出すること。なお、電子メールの表題に、「天草市本庁舎建設プロポーザル技

術提案等質問書」の文字列を必ず入力すること。また、質問書の提出後、事務局に電話して着信の確認をすること。

ウ 質問に対する回答

平成27年6月5日（金）午後5時までに、天草市ホームページに受け付けた質問に対する回答を掲載する。なお、質問に対しては、個別には回答は行わず、電話等の対応も一切行わない。

(6) 技術提案書等の受付

技術提案書（様式第15号）及び技術提案書関連書類（様式第16号から様式第18号）は、次のとおり提出すること。

ア 受付期間

平成27年6月22日（月）から平成27年6月30日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後5時まで（ただし、12～13時の間を除く）

イ 提出方法

事務局へ持参又は郵送（受付期間内に事務局必着とし、配達完了が確認できる書留郵便又は宅配業者等による信書便に限る。）により提出すること。持参する場合、提出者は指定しないが、1次審査の選定通知書を持参し、提示すること。

ウ 提出部数

様式第15号及び様式第17号から様式第18号は、各1部提出とする。また、様式第16号は、10部提出とする。

(7) プレゼンテーション及びヒアリング審査の実施

プレゼンテーション及びヒアリング審査は、公開とする。

ア 実施日（予定）

平成27年7月14日（火）

また、プレゼンテーション及びヒアリング審査に関する詳細については、1次審査の合格者へ別途通知する。

イ 実施場所

天草市民センター2階大会議室

ウ 出席者

様式第5号に記載された管理技術者と様式第6号から様式第9号までに記載された主任技術者の合計5名以内とし、プレゼンテーション及びヒアリング審査説明員一覧（様式第20号）を提出すること。

エ ヒアリングの内容

技術提案書の内容に関するヒアリングを実施する。

オ プレゼンテーション及びヒアリングの順番及び時間

プレゼンテーション及びヒアリング審査の順番及び時間は、技術提案書等書類の受付終了後、別途通知する。

(8) 二次審査結果の通知

ア 二次審査結果は、平成27年7月22日(水)午後5時までに天草市ホームページで公表する。また、最優秀者1者及び優秀者1者に対しては、電子メール及び文書にて通知する。

イ 二次審査において最優秀者に選定されなかった者は、審査結果の公表された日の翌日から起算して7日(土日祝日は含まない)以内に、書面により選定委員会に対して非選定理由についての説明を求めることができる。

ウ 選定委員会は、前項の規定により説明を求められた時は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答する。

9. 審査方法

審査は次のとおりとする。

(1) 一次審査(書類審査)

選定委員会が審査事項に関する評価配点を決定し、事務局が参加者から提出された書類(参加表明書等)を採点する。なお、様式第12号の業務の実施方針についてのみ選定委員による採点を行う。

また、選定委員会は、採点結果を審査し、技術提案書の提出、プレゼンテーション及びヒアリング審査の対象者として、採点結果に基づき上位から5者程度を選定する。また、一次審査の得点は二次審査に加算しない。

(2) 二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング審査)

選定委員会は、技術提案の適格性、創造性、具体性等を評価する。また、技術提案書等を基にプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、担当チームのコミュニケーション能力も踏まえ、総合的な能力を審査し、最優秀者1者及び優秀者1者を選定する。

※ 様式17号は審査対象にしない。

※ 一次及び二次審査の審査基準については、別添「公募型プロポーザル方式評価要領」に記載する。

(3) 設計者選定公表

設計者選定に関する公表については、8-(4)及び(8)に記載のとおり天草市ホームページで公表する。

10. 委託契約の締結

最優秀者に選定されたものと随意契約を行う。ただし、当該契約が不調の場合は、優秀者に選定されたものと随意契約を行うものとする。

(1) 業務委託金額

選定された設計者に別途見積書の提出を求め、予算の範囲内で、様式第17号

により提出された参考見積書の金額を上限として決定する。

予算額 135,000千円（消費税及び地方消費税含む）

(2) 業務委託の概要

別添「天草市本庁舎建設設計業務委託特記仕様書（案）」による。

11. その他

- (1) プロポーザルにおいて、天草市に関連する情報を入手するための照会窓口は、事務局とする。
- (2) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨並びに日本国の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (3) 提出書類において、他の文献を引用した場合は、出典を明示すること。
- (4) 提出された書類の内容に第三者の著作物の公表、展示等が含まれている場合には、提出者が当該第三者に承諾を得ておくこと。
- (5) 提出された「参加表明書及び技術提案書」等の提出資料は返却しない。
- (6) 天草市は、最優秀者の書類（1部）を保存、記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とする。なお、それ以外の者の書類は公表しないものとするが、前記10に該当する場合には優秀者の書類を公表する。
- (7) 参加者は、プロポーザルに提出した書類等を雑誌、広報誌その他一般の閲覧に供する場合は事務局の承諾を得ること。
- (8) 提出書類作成のために天草市から受領又は閲覧した資料は、本プロポーザルに限り使用し、天草市の了解なく公表・使用することはできない。
- (9) 参加表明書等は、提出後の差し替え及び再提出を認めない。ただし、提出した書類に記載した配置予定の技術者が病気休職、死亡、退職等の極めてやむを得ない理由により変更を余儀なくされた場合は、同等以上の技術者を配置し、天草市の了解を得なければならない。
- (10) 参加者に対する現地説明会等は開催しない。個別に現地調査等を行う場合は、来庁者等のプライバシーに十分配慮し、近隣居住者、通行人等に迷惑が掛らないようにすること。
なお、当該現地調査等に起因するトラブルが発生した場合、その内容により失格とすることがある。
- (11) 契約保証金は天草市公共建築設計業務委託契約約款第4条の規定に基づくものとする。（業務委託料の10分の1以上）
- (12) 本要領に規定されていない事項が発生した場合は、選定委員会と事務局が協議して決定する。
- (13) 参加者は、本要領に定める諸条件に同意した上で、プロポーザルへの参加を表明すること。